

生駒市選挙管理委員会告示第11号

生駒市投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年4月21日

生駒市選挙管理委員会委員長 山本 清一

生駒市投票区の一部を改正する告示

生駒市投票区（昭和48年8月生駒市選挙管理委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

本則の表第12投票区の項中「俵口町」の次に「（第13投票区に属する区域を除く。）」を加え、同表第13投票区の項中「松美台」の次に「、俵口町の一部（松美台、新生駒台、小明町、生駒台北及び竜田川に囲まれた区域）」を加える。

附 則

この告示は、平成20年6月2日から施行する。